

令和7年度

地域で取り組む健幸・デジタル生活
推進事業企画運営業務委託仕様書
(提案要求仕様書)

焼津市行政経営部

DX 推進課

令和7年度地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業企画運營業務委託仕様書（提案要求仕様書）

目次

1	委託業務名	2
2	履行場所	2
3	業務の背景・目的等	2
	（1）背景	2
	（2）焼津市が目指す将来像	3
	（3）本業務の目的	3
4	契約期間及び提案対象期間	4
5	企画提案の前提として確認すべき資料	4
6	プロジェクト管理	5
	（1）計画及び進捗管理	5
	（2）体制及び人員	5
	（3）会議体の運営	6
7	業務の内容	6
	（1）デジタルで生活習慣病予防	6
	（2）デジタルで妊産婦をサポート	7
	（3）地域とつながる健康生きがいつくり	9
	（4）地域におけるデジタル活用促進	11
	（5）独自提案・その他	12
8	成果物	13
	（1）提出物	13
	（2）提出に関する留意事項	13
9	その他留意事項	14

1 委託業務名

令和7年度地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業企画運営業務委託

2 履行場所

焼津市内 他

3 業務の背景・目的等

(1) 背景

ア 総合戦略における方針

- ① 焼津市では、令和6年3月に策定した「焼津市デジタル田園都市構想総合戦略」において、基本目標の一つである「誰もが希望と愛着を持ち安心して暮らせる豊かな地域をつくる」の実現に向け、「地域で支え合い、誰もが活躍できるまちづくり」を施策方針に掲げている。
- ② その中で、健康維持と生きがいつくりの総合的な支援を通じて、健康寿命の延伸を図ることが重要な柱となっている。

イ 一人当たり医療費の増加抑制と生活習慣病予防

- ① 焼津市では、一人当たり医療費が増加傾向にあり、生活習慣病が医療費に占める割合が同規模の自治体と比べ高く、加齢に伴う重症化の傾向が顕著である。
- ② また、要介護認定者の約9割が、高血圧、糖尿病の有病者であり、高血圧等が原因となった脳出血・脳梗塞も多く、生活習慣病対策は健康寿命延伸を目指す上で大きな課題となっている。

ウ 地域におけるデジタル活用の推進

- ① 地域幸福度指標のデジタル生活に関する因子では、主観的な偏差値が50を下回り、地域内でのデジタルサービスの利用が進んでいない可能性が示唆されている。

エ 健幸・デジタル生活推進事業の展開

- ① 焼津市は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」の採択を受け、令和7年度から9年度にかけて、「地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業」を展開する予定である。
- ② デジタル技術と地域資源を組み合わせ、市民の健康づくりと生きがいつくりを同時に推進し、生活習慣病の重症化予防、医療費の抑制、地域のデジタル活用力向上といった課題解決に貢献することを目指している。

オ スマートシティの推進

- ① 焼津市では、令和3年度に「焼津市DX推進計画」を策定し、スマートシティの取組を進めてきた。令和5年度には「スマートシティYAIZU推進方針」を策定し、デジタル技術を活用した地域課題の解決に向けたサービス展開を推進している。
- ② その一環として、令和4年度には非パーソナルデータ連携基盤を構築し、パーソナルデータ連携基盤の導入も検討してきたが、現時点では、民間事

業者が運用する既存の基盤やサービスと連携して進める方が、実効性や持続可能性の面で現実的であると判断している。

- ③ 本事業においては、行政が単独で全ての事業を実施するのではなく、民間サービスと連携しながら、スマートシティの実現に向けたサービス展開を着実に進めていく。

(2) 焼津市が目指す将来像

ア 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- ① デジタル技術と対面支援を組み合わせることで、市民一人ひとりが健康を維持し、生きがいを感じながら暮らせる地域の実現を目指している。
- ② 健康管理アプリ等を活用することで、市民は自身の健康状態をいつでも簡単に把握できるようになり、地域で展開される生きがいづくり活動と連携しながら、日常生活の中で楽しみながら健康増進活動に取り組めるようになる。

イ 持続可能で活力ある地域社会

- ① 市民全体の健康維持・増進に関する意識が高まり、生活習慣病の予防や重症化抑制の取り組みが推進され、健康寿命が延び、医療費をはじめとする社会保障費の抑制につながっている。
- ② 市民が健康を維持することで、体調不良や親の介護といった健康に起因する就業の制約が軽減され、幅広い世代が地域活動や企業活動に安心して参加できるようになり、地域の活力とまち全体の持続可能性が高まっていく。

ウ デジタルによる、豊かで快適な暮らしの実現

- ① 必要な人が適切なデジタルサービスを活用できるよう、効果的な周知が行われ、困ったときに気軽に相談できる支援体制が地域に整備されている。これにより、市民はデジタル技術を活用して健康づくりや生きがいづくりを実現し、日常生活の利便性が向上する。地域全体のデジタル活用力が高まり、快適で便利な暮らしが広がっていく。
- ② 官民のサービスが、安全かつプライバシーに配慮した環境で連携し、利用者がデータ共有の範囲や方法を自ら管理できる仕組みが整備されている。この連携により、市民の日常生活をより便利で豊かにする多様なサービスの提供が実現している。

(3) 本業務の目的

本業務は「地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業」の企画運營業務として、地域におけるデジタル技術を活用した健康づくり及び生きがいづくりの推進を通じて、健康寿命の延伸や医療費の抑制を図り、持続可能で活力ある地域社会の形成と市民の幸福度向上を目指すことを目的とする。

具体的には、健康管理アプリを活用して日常の健康状態の「見える化」を促進し、市民の健康意識の向上と行動変容を図るとともに、アプリ等に蓄積されたデータを活用した個別最適化された支援（生活習慣病重症化予防、妊産婦支援等）を実施する。あわせ

て、地域事業者等と連携した体験型の健康増進コンテンツの提供や、焼津市が実施する生きがい促進関連事業との連動によるポイント付与等により、市民が楽しみながら地域とつながり、継続的に参加できる仕組みを構築する。

また、民間事業者が運営するデータ連携基盤に接続し、健康管理アプリ等との連携を通じて、市民にとって利便性の高いサービス提供と持続可能な運用体制の構築を図る。

さらに、これらの取組を通じて地域におけるデジタルサービスの利活用を促進し、住民の利便性向上とデジタル活用力の底上げを図ることで、「健幸（健やかで幸せ）」の実現と、官民協働による地域活性化及び地域幸福度の向上を目指す。

4 契約期間及び提案対象期間

本業務の契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

本業務は、令和7年度から令和9年度までの3カ年にわたり実施を予定している「地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業」の初年度にあたる業務である。そのため、企画提案書には、令和7年度分の具体的な実施内容及び費用に加え、令和8年度（2年目）及び令和9年度（3年目）の事業計画案及び概算費用の提案すること。

ただし、本業務は単年度契約とし、2年目以降の契約については、現時点では確約または保証するものではない。次年度以降の業務については、市の予算措置状況及び前年度の業務実績等を踏まえ、必要に応じて業務内容や委託方法を整理のうえ、年度ごとに契約を締結するものとする。

本記載は、行政における単年度主義の原則に基づくものであり、複数年度にわたる契約内容を、現時点で具体的かつ確定的な債務として負担する趣旨ではない。

5 企画提案の前提として確認すべき資料

企画提案にあたっては、次の資料等を確認の上、これらを踏まえたものとする

- やいづ健康いきいきプラン

https://www.city.yaizu.lg.jp/city-info/plan/category_health-welfare/health-ikiiki.html

- 焼津市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画

https://www.city.yaizu.lg.jp/city-info/plan/category_health-welfare/data-health.html

- やいづ健康マイレージ事業

<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/health/promoting/mileage.html>

- ふじのくに健康長寿プロジェクト「ふじのくに健康マイレージ事業」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/kenkozukuri/1040568/1024495.html>

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174020.html>

- 厚生労働省のICTを活用した遠隔保健指導に関する通知類

- <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html#tsuchi>
- 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html
 - 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155_00004.html
 - 特定保健指導サービスガイドライン ver.2.0
<https://www.hokenshidou.or.jp/guideline>
 - スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ホワイトペーパー）及びスマートシティガイドブック等関連資料
<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20230810smartcity.html>
 - スマートシティセキュリティガイドライン
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00215.html
 - 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和7年3月28日改定）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001001336.pdf

6 プロジェクト管理

本業務を円滑かつ効果的に実施するため、以下のとおり適切なプロジェクト管理体制を構築し、計画的かつ柔軟に業務を遂行すること。

(1) 計画及び進捗管理

- ア 契約締結後、速やかに事業実施スケジュール（WBS等）、業務体制、進捗・課題管理の方法、連絡・協議体制等を記載したプロジェクト計画書を作成し、焼津市の承認を得ること。
- イ プロジェクトの進捗状況や課題への対応状況については、定期的に焼津市に報告し、必要に応じて協議の上、計画の見直しや対応方針の調整を行うこと。

(2) 体制及び人員

- ア 業務全体を統括する業務責任者には、地方公共団体の委託事業におけるプロジェクト管理の実績を有する者を配置すること。
- イ 定例会議には、原則として業務責任者または業務全体を把握しているプロジェクトリーダーが出席すること。業務責任者とプロジェクトリーダーの兼務は可能とする。
- ウ 地域の事業者や団体、住民等との調整を担う人員には、地域関係者と連携してサービスの社会実装に取り組んだ経験を有する者を配置すること。
- エ デジタル技術を活用した特定保健指導及び重症化予防支援等に直接従事する人員については、対象者へのわかりやすい説明、動機づけ・行動支援に優れたコミュニケーション力と実践力を有する者を配置すること。また、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2の基準を満たすこと

とし、次の事項を提案書に記載すること。

- ・ 保健師、管理栄養士、看護師等の資格の有無及び取得年
 - ・ 特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の業務経験年数
 - ・ デジタル技術を活用した支援実績（オンライン面談、アプリ活用等）
- オ パーソナルデータ連携基盤を活用した地域施策に関与した経験を有する人員をプロジェクト体制に含めることとし、提案書において関与した業務の概要、担当した役割、成果等を具体的に記載すること。

（3）会議体の運営

- ア 受託者は、月1回以上の頻度で焼津市との定例会議を開催すること。
- イ 業務の進行状況に応じて必要と判断される場合は、定例会議以外にも臨時の会議や調整の場を随時設定すること。
- ウ 定例会議は原則として、焼津市役所本庁舎にて対面で実施する。ただし、臨時の会議や調整の場については、必要に応じてWeb会議（Zoomを想定）を活用できるものとする。
- エ 会議にあたっては、受託者が進捗報告、課題管理、スケジュール確認、成果物の共有等に関する資料を作成・提出すること。
- オ 会議後は、要旨・宿題事項・課題整理等をまとめた議事録を作成し、焼津市に速やかに提出すること。

7 業務の内容

（1）デジタルで生活習慣病予防

次の内容を踏まえ、提案書を作成すること。

- ア 事業概要・目的
- ① 生活習慣病の発症予防及び重症化予防を目的に、保健師や管理栄養士が、国民健康保険加入者を中心とした対象者に対し、デジタル技術を活用して、特定保健指導や糖尿病重症化予防プログラム等の個別支援を実施する。
 - ② 対象者は、市の保健事業等を通じて特定された個別支援が必要な者とし、生活習慣や健康状態に応じた適切な支援を行う。
 - ③ 2年目以降は、社会保険加入者も支援対象に含め、より幅広い市民への対応を視野に入れて事業を展開する。
- イ 想定する主な取り組み
- ① デジタル技術を活用した特定保健指導
 - ・ 健康管理アプリやオンライン面談、チャット等を活用し、対象者の生活実態に合わせた特定保健指導プログラムを実施する。
 - ② デジタル技術を活用した糖尿病等の重症化予防プログラム
 - ・ 健康管理アプリやオンライン面談、チャット等を活用し、対象者の生活実態に合わせた糖尿病重症化プログラム、その他生活習慣病リスクに対応する個別支援を実施する。
 - ③ 広報物の作成
 - ・ 対象者への案内用に、①②に関するチラシ・パンフレット等を作成する。

内容については市の承認を得ること。

ウ 年度別の対象、内容等

① 初年度（1年目）

- ・ 対象：焼津市国民健康保険加入者を中心に実施。
- ・ 想定規模：特定保健指導20名程度、糖尿病重症化予防プログラム10名程度。

② 2年目

- ・ 対象：焼津市国民健康保険加入者及び社会保険加入者。
- ・ 想定規模：特定保健指導35名程度、糖尿病重症化予防プログラム：15名程度。
- ・ マイナポータルとの連携を想定した事業を実施する。

③ 3年目

- ・ 対象：焼津市国民健康保険加入者・社会保険加入者への支援を継続。
- ・ 内容：高血圧・脂質異常症等幅広い生活習慣病リスクに対応。
- ・ 想定規模：特定保健指導50名程度、糖尿病重症化予防プログラム：20名程度。
- ・ 2年目に実装したマイナポータル連携の運用拡大。

エ その他

- ① 本業務の実施にあたっては、特定保健指導等に関する国の基準・通知・ガイドラインに準拠し、個人情報の適切な取り扱い及び情報セキュリティの確保が講じられていることを前提とする。提案にあたっては、セキュリティ対策や情報管理体制についての対応状況を具体的に記載し、準拠性や安全性の根拠が明確に分かるようにすること。
- ② 市と協議の上で決定する様式により実施内容を報告すること。報告は、個人票による記録と、実施内容を月ごとにまとめた月報を想定しており、いずれもA4（A3）規格で印刷可能な様式とする。また、指導内容や使用資料を含む日々の支援記録は、焼津市がデジタル上で随時確認できる状態とすること。
- ③ 焼津市が利用している個人認証アプリ「xID」及び、アプリを活用した個別通知ツール「Smart Post」について、事業内での効果的な利活用方法について検討すること。

(2) デジタルで妊産婦をサポート

次の内容を踏まえ、提案書を作成すること。

ア 業務概要・目的

- ① 妊産婦が安心して妊娠期・出産・産後を迎えられるよう、保健師や管理栄養士等によるオンライン面談やチャット機能等を活用したデジタル支援プログラムを通じて、健康状態や生活習慣に応じた個別相談・アドバイスを実施する。
- ② 2年目以降、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病等、医療的リスクを抱える妊

産婦への対応や、医療機関との連携による支援の強化も視野に入れる。

イ 想定する主な取り組み例

- ① デジタル技術を活用した妊産婦向けオンライン健康相談。
 - ・ 健康管理アプリやオンライン面談、チャット等を活用した、食事・運動・体調管理等の個別相談プログラムを実施。実施対象者の状況や希望に応じ、柔軟な対応を行うこと。
- ② 広報物の作成
 - ・ 対象者への案内用として、上記プログラムの内容をわかりやすくまとめたチラシ・パンフレット等を作成する。内容については市の承認を得ること。

ウ 年度別の対象、内容等

- ① 初年度（1年目）
 - ・ 対象：妊産婦（特にBMI25以上等、生活習慣の支援が必要な方中心）。
 - ・ 想定規模：10名程度。
 - ・ 妊産婦向けのオンライン健康プログラムの試験実施。
- ② 2年目
 - ・ 対象：妊産婦（医療的リスクを有する方を含む）。
 - ・ 想定規模：20人程度。
 - ・ 初年度のプログラム内容の効果検証結果に基づき、相談内容や支援体制の改善を図る。産科医院等との連携を通じた支援の充実を目指す。
- ③ 3年目
 - ・ 対象：妊産婦（医療的リスクを有する方を含む）。
 - ・ 想定規模：30名程度。
 - ・ 2年間の実績とフィードバックを基に、プログラムのブラッシュアップを図る。

エ その他

- ① 本業務の実施にあたっては、「(1) デジタルで生活習慣病予防」と同レベルで、個人情報の適切な取り扱い及び、情報セキュリティの確保がなされていることを前提とする。
- ② 市と協議の上で決定する様式により実施内容を報告すること。報告は、個人票による記録と、実施内容を月ごとにまとめた月報を想定しており、いずれもA4 (A3) で印刷可能な様式とする。また、指導内容や使用資料を含む日々の支援記録は、焼津市がデジタル上で随時確認できる状態とする。
- ③ 対象者の選定は焼津市が行うが、BMI25以上の妊産婦等、本人は健康リスクが高いとは感じていないケースもあるため、受診・参加の動機づけとなる仕組みやアプローチ方法についてもあわせて提案すること。あくまで押し付けではなく、妊娠・出産を前向きにとらえ、安心感と納得感を得ながらサービスにつながる流れの設計を期待する。
- ④ 主として生活習慣の支援を想定しているが、これに限らず、妊産婦の健康

維持のために有益なプログラムがあれば提案すること。

- ⑤ 焼津市が利用している個人認証アプリ「xID」及び、アプリを活用した個別通知ツール「Smart Post」について、事業内での効果的な利活用方法について検討すること。

(3) 地域とつながる健康生きがづくり

次の内容を踏まえ、提案書を作成すること。

ア 業務概要・目的

- ① 健康管理アプリ（PHRサービス）を基盤として、市民一人ひとりが日常生活の中で楽しく健康づくり・生きがづくりに取り組める環境を整える。
- ② 地域の小売店や焼津市が実施する生きがい関連講座等と連携し、「やいづ健康マイレージ事業」のデジタル化を通じて継続的な健康行動を促し、地域全体の活力向上を図る。
- ③ スマートシティの視点から、パーソナルデータ連携基盤や認証サービス、マイナポータルを活用したサービス連携を促進し、利便性と持続可能性の高い施策の実現を目指す。

イ 想定する主な取り組み

- ① 健康管理アプリ（PHRサービス）の導入・活用
 - ・ 食事・運動・睡眠等のライフログに対応したアプリを導入し、市民がポイント付与やアドバイス機能を通じて、継続的に健康行動に取り組めるよう支援する。
- ② 地域と連携した健康・生きがづくり施策の展開
 - ・ やいづ健康マイレージ事業と連携し、ポイント取得をデジタル化する。
 - ・ 静岡県「ふじのくに健康マイレージ事業」とも連携し、利用者が一定のポイントを獲得した際は、「ふじのくに健康いきいきカード」の管理番号を付番し、アプリ内で発行・表示させる。
 - ・ アプリの活用状況については、やいづ健康マイレージ事業の参加者管理や「ふじのくに健康いきいきカード」の発行・管理状況を含め、焼津市と協議の上で決定する様式により報告すること。
 - ・ 焼津市が実施する健康・生きがい講座等への参加に応じて健康管理アプリ内でポイントが貯まる仕組みを整備し、開催場所にはQRコード・読み取り機材等を設置すること。
 - ・ 地元小売店等と連携し、体験型の健康測定機器（例：野菜摂取量測定機器）等を設置し、測定結果を健康管理アプリに登録することでポイントやクーポンを付与する仕組み等を構築するとともに、生活習慣病予防に資する健康的な食習慣の提案等、地域の健康づくりにつながる取り組みを一体的に展開すること（提案時点では、想定する取組案を提示すること）。
 - ・ 焼津市スマートシティ推進協議会のワーキンググループを活用し、地域事業者との連携を推進すること。必要に応じて協議会支援業務事業者と連携

し、協議会会議への参加も行うこと。

③ デジタルサービスの連携

- ・ 受託者は自らの責任において、デジタル地方創生サービスカタログに掲載されたパーソナルデータ連携基盤と接続し、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」や「スマートシティセキュリティガイドライン」を踏まえたサービスを提案し、焼津市と協議の上実装すること。ただし、連携基盤に関する費用は本委託料に含めないこと。
- ・ 提案書には、予定するパーソナルデータ連携基盤の詳細（リファレンスアーキテクチャ、セキュリティガイドラインの反映状況、本人認証機能、ガバナンス体制等）を明記すること。
- ・ 連携基盤に接続可能なアプリ・サービスの活用や、外部事業者との契約形態、セキュリティ対策等に関する考え方を提案すること。
- ・ 焼津市が導入している個人認証アプリ「xID」と健康管理アプリを連携し、事業内でxIDによる本人認証が利用できるようにすること。また、パーソナルデータ連携基盤を活用し、本事業以外の接続サービスにおいてもxIDが本人認証手段として利用できるようにすること。

ウ 年度別の対象、内容等

① 初年度（1年目）

- ・ 健康管理アプリ導入（6月末までのサービスインを想定）
- ・ やいづ健康マイレージ事業のデジタル化、ふじのくに健康マイレージ事業との連携（紙ベースのやいづ健康マイレージ制度との並行運用、抽選・発送等の効率化案、ふじのくに健康いきいきカードの発行についても提案すること）。
- ・ 市内小売店等との連携事業の実施（体験型デバイス活用、生活習慣病予防に資する取り組み）。
- ・ パーソナルデータ連携基盤との連携（関連費用は委託料に含めない）。
- ・ xIDアプリとの連携。

② 2年目

- ・ 健康管理アプリ活用推進。
- ・ やいづ健康マイレージ事業のデジタル化、ふじのくに健康マイレージ事業との連携推進。
- ・ 小売店連携拡大、自走を見据えた送客支援の仕組み検討。
- ・ パーソナルデータ連携基盤との連携継続（関連費用は委託料に含めない）。
- ・ マイナポータルAPIとアプリを連携。健康診断データ等の連携を実現し、事業内で活用する。

③ 3年目

- ・ 健康管理アプリ活用推進。
- ・ やいづ健康マイレージ事業のデジタル化、ふじのくに健康マイレージ事業

との連携推進。

- ・ 小売店連携モデルの拡大・定着化。
- ・ パーソナルデータ連携基盤に接続可能な提携アプリ・サービスの活用促進、一部実装（連携可能なアプリ事業者を巻き込んだ民間主導による自走体制の構築）。

エ その他

- ① 健康管理アプリの仕様は別紙「健康管理アプリ提供業務仕様書」にて提示する。「機能要件等一覧」「非機能要件一覧」に必要事項を記載し、企画提案書と合わせて提出すること。
- ② 健康管理アプリの提案にあたっては、提供事業者の独自性や強み、他自治体等での実績、創意工夫を活かした健康行動の継続支援・モチベーション向上の仕組み等についても記載し、本市における利活用の有効性が具体的にイメージできるようにすること。
- ③ 体験型の健康測定機器や、生きがいつくり講座参加者へのポイント付与について、システム間で連携を行う場合は、個人情報の有無やセキュリティ確保の考え方を明確にした上で、アプリ連携方式・情報取得方法を提案すること。
- ④ アプリが利用する利用者のパーソナルデータの種類を提案書に記載すること。

(4) 地域におけるデジタル活用促進

次の内容を踏まえ、提案書を作成すること。

ア 業務概要・目的

- ① 地域のデジタル活用促進に向けて、健康管理アプリの講習会や問い合わせ対応（電話窓口等）、広報活動を行う。
- ② 市内9カ所の地域交流センターに配置するデジタル活用支援員（別調達）と連携し、高齢者を含む幅広い世代がデジタルサービスを安心して利用できる環境を整える。
- ③ 講習会・問い合わせ窓口・広報施策を一体的に運営し、3年間でアプリ利用者（ダウンロード数）累計13,000人を達成する（初年度3,400人、2年目4,800人増、3年目4,800人増）。

イ 想定する主な取り組み

- ① 講習会
 - ・ 地域交流センターで講習会実施（市民向け／支援員向け）。実施回数やプログラムイメージを提案すること。
- ② 問い合わせ対応
 - ・ 問い合わせ窓口を設置し、アプリや関連サービスの質問に対応する。対応

可能時間等を提案すること。

- ・ 利用者の自己解決を促すための施策・コンテンツ等を提案すること。

③ 広報活動

- ・ PESOモデル (Paid/Earned/Shared/Owned) の視点を取り入れ、ターゲットごとのアプローチを提案すること。あわせて、必要なクリエイティブの種類や、発信体制も簡潔に示すこと。
- ・ 焼津市の公式情報発信媒体 (広報やいつ、公式LINE、市ホームページ、SNS等) や、地域交流センター等市民とのリアルな接点を活かした情報提供手段についても、継続的な運用・発信の考え方を提案すること。
- ・ スマートシティYAIZUポータルサイトと連携した広報活動を行うこと
- ・ WEBサイト作成による広報活動を行う場合は、焼津市のスマートシティWEBサイトドメイン (<https://yaizu-smartcity.jp/>) で行うことが望ましい。

ウ 年度別の実施内容等

① 初年度 (1年目)

- ・ 市内の各地域交流センター等で健康管理アプリの研修会を実施する。市民向け利用体験会のほか、デジタル活用支援員向けの研修会も実施。
- ・ 健康管理アプリの問い合わせ窓口 (電話窓口等) を設置し、市民からの問い合わせに対応する。デジタル活用支援員とも連携し、問い合わせ対応を行う。
- ・ 本事業に関する広報素材・コンテンツを作成し、多角的な広報活動を展開。事業周知と、市民が自己解決しやすい環境を整えるほか、閲覧履歴やダウンロード数等を取得し、次年度以降の効果的な広報活動に繋げる。

② 2年目

- ・ 健康管理アプリ・広報活動で得られた情報を分析し、研修会をブラッシュアップ。
- ・ 問い合わせ窓口とデジタル活用支援員の連携を強化。
- ・ 広報素材・コンテンツ、説明資料の更新。

③ 3年目

- ・ 2年間の研修会の成果と課題を検証し内容をさらにブラッシュアップ。
- ・ 問い合わせ内容の分析強化と自走化検討 (マニュアル化によるスマホ相談員へのノウハウ移転)
※スマホ相談員：デジタル活用支援員と連携して活動する予定の市民ボランティア相談員
- ・ 多角的な広報を継続しつつ、2年間のデータに基づいた検証と最適化。

(5) 独自提案・その他

- ① 本事業の目的を達成するための独自の施策があれば提案し、焼津市と協議の上で、本事業内で実施すること。本事業の目的を達成するための独自の

施策があれば提案し、焼津市と協議の上で、本事業内で実施すること。

- ② 「デジタルで生活習慣病予防」、「デジタルで妊産婦をサポート」、「地域とつながる健康生きがづくり」、「地域におけるデジタル活用促進」のいずれかの業務に関連した内容であることが明確にすること。
- ③ 新たなシステム構築や、既存サービスを利用する場合は、構築・運用体制（設計書、テスト計画書、問い合わせ窓口・対応時間、緊急連絡体制・連絡先、障害対応の方法、正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施する運用保守体制等）を明確にすること。

8 成果物

(1) 提出物

- ア 業務完了報告書（焼津市が参考様式を提供する）
- イ プロジェクト計画書（最終版）
- ウ 議事録
- エ 事業概要報告書
 - ・ 実施した業務の概要を、次の項目でわかりやすくまとめA4横置き PowerPoint形式にて提出すること。
 - ① プロジェクト管理
 - ② デジタルで生活習慣病予防
 - ③ デジタルで妊産婦をサポート
 - ④ 地域とつながる健康生きがづくり
 - ⑤ 地域におけるデジタル活用促進
 - ⑥ 独自提案
- オ 健康管理アプリ及びxID等連携サービス関係図書
 - ① 設計書（システムセットアップ内容を記載した資料）
 - ② テスト報告書
 - ③ 職員向け研修資料
 - ④ 操作マニュアル
 - ⑤ 運用・保守計画書（体制・実施内容を記載した資料）
- カ 「デジタルで生活習慣病予防」「デジタルで妊産婦をサポート」個別支援に関する年間総括表及び月報
- キ 「地域におけるデジタル活用促進」等で作成したクリエイティブ
- ク その他、焼津市が指示する書類。

(2) 提出に関する留意事項

- ア 事業成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに焼津市に提出し、確認を受けること。
- イ 成果物はA4用紙で印刷し、有印原本1部及びその写し4部を納品すること。
- ウ 電子データも併せて提出すること。主なファイル形式は以下のとおりとする。
 - ・ 文書・表・資料類：PDFおよびMicrosoft Office形式（Word/Excel/

PowerPoint)

- ・ WEBサイト関連：HTMLおよび画像・CSS等を含む完全データ一式
- ・ チラシ・パンフレット等：Adobe InDesign/Illustratorなど編集・改編が可能な形式（リンク画像・フォント含む）
- ・ 動画・図版・UI設計等：編集可能な元データ一式

9 その他留意事項

業務実施にあたり、焼津市と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。